

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	東北振興局	管理部 総務課	2019年 3月19日	A Pパーク佐世保相生ビル立体駐車場借上使用 契約	1,166,400	福岡県福岡市博多区上川端町 13-8 ㈱N T T西日本アセット・ブ ランニング 取締役九州支店長 大橋 宗 純	天満庁舎にある東北水産業普及指導センターの公用車 用駐車場として5台分の駐車スペースが必要である。 駐車スペースをまとめて確保でき、かつ、物品や魚等 の検体の搬入、搬出が容易な場所は、天満庁舎に隣接 するN T T西日本アセット・ブランニングが所有する A Pパーク佐世保相生ビル立体駐車場しか該当するも のがない。このため、N T T西日本アセット・ブラン ニングが唯一の相手方であるため随意契を行うもので ある。	第167条の2第1項 第2号
2	東北振興局	建設部 建設管理課	2019年 3月29日	彼杵港湾環境施設管理業務委託	2,185,000	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷18 50-6 東彼杵町長 渡邊 悟	港湾緑地等については、その監理を市町が行う事を前 提として整備しており、基本ときには、市町の責任に ついては市町の責任において監理されるべきものであ るが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「 港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付け 9港第81号)通知により、県が東彼杵町の管理経費と 同等額を監理委託費として負担するものである。	第167条の2第1項 第2号
3	東北振興局	建設部 建設管理課	2019年 3月29日	小値賀漁港及び斑漁港海岸環境整備施設管理業 務委託	1,247,200	北松浦郡小値賀町笛吹郷23 76-1 小値賀町長 西 浩三	海岸環境整備施設及び行幸環境整備施設については、 その監理を市町が行うことを前提として整備しており 、基本的には市町の責任において監理されるべきもの であるが、各施設のより適正な管理を推進するため「 海岸環境整備施設及び漁港環境整備施設の地元市町へ の管理業務委託について」(平成18年2月6日付け 17水計号外)通知により、県が小値賀町の管理経費 と同等額を監理委託費として負担するものである。	第167条の2第1項 第2号
4	東北振興局	建設部 港湾漁港第一課	2018年 8月31日	小値賀地区水産生産基盤整備工事(積算業務委 託)	9,936,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務 で、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積 算システム(テ・タ・フ・ロ・ク・ラムなど)の情報 管理(流出防止)が必要となる。 また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、施工 箇所が漁協の荷捌所や海水取水し、あわび・さざえ の蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への 影響に特に注意する必要があることから、十分配慮し て実施しなければならない。このため、工事積算にお いては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分 に把握し、工事の影響を極力小さくするため水質汚濁 防止膜の設置方法を検討するなど豊富な水産知識・技 術が必要である。 よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘 義務を遵守し、建設業者より資金面や人面などで直 接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一 の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センタ ー以外にないため、随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	2018年 8月31日	小値賀地区水産生産基盤整備工事（監督補助業務委託）	10,260,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、工事にかかる監督補助業務を委託するものである。施工地が離島である小値賀町及び佐世保市宇久島ということもあり、航路の利便性及び移動に長時間を要することから、段階確認等を効率的に行うため外部委託するものである。なお、今回の工事については、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に配慮する必要があることから、漁港周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する影響を極力小さくするための現地での検証を行うなど、高度な水産技術が必要となる。よって、これらの技術を保有し、中立公平性の立場を保ち、かつ、非営利目的で支援できるのは、一般社団法人水産土木建設技術センター以外にないため、当該社団法人と随意契約をおこなうものである。	第167条の2第1項 第2号
6	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	2019年 3月26日	平地区水産生産基盤整備工事（監督補助業務委託）	9,072,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、工事にかかる監督補助業務を委託するものである。施工地が離島である佐世保市宇久島及び小値賀町ということもあり、航路の利便性及び移動に長時間を要することから、段階確認等を効率的に行うため外部委託するものである。なお、今回の工事については、施工箇所が漁業活動を行っている一部であり、かつ磯焼けが顕著になっている範囲でもあるため、これまで近辺で磯焼け対策として整備してきた箇所の現地状況を把握し周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する工事の影響を現地で検証できる高度な水産技術・知識が必要となる。よって、非営利目的で支援することができ、かつ建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない中立公平性の立場を保ち、更に高度な水産技術を保有しているのは一般社団法人水産土木建設技術センター以外にないため、当該社団法人と随意契約をおこなうものである。 なお、平成30年度の繰越工事の監督補助を引き続きおこなう必要があり継続して現場での適切な対応を実施するため、監督補助業務6ヶ月（H31.3月契約、H31.4～H31.9）を発注するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	県北振興局	建設部 港湾漁港第一課	2019年 3月26日	平地区水産生産基盤整備工事（積算業務委託）	8,748,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、積算基礎資料の作成及び予定価格の算出基礎となる積算業務を委託するものであり、入札参加者への情報漏洩防止とともに、県の積算システム（データ・プログラム）の情報管理（流出防止）が必要となる。また、今回の対象業務箇所は、漁業活動を行っている一部であり、かつ磯焼けが顕著になっている範囲でもあるため、これまで近辺で磯焼け対策として整備してきた箇所の現地状況を把握し周辺の水域環境や水生生物の生態系に対する工事の影響を現地で検証できる高度な水産技術・知識が必要となる。よって、守秘義務を遵守し非営利目的で支援することができ、かつ中立公平性の立場を保ち、さらに高度な水産技術を保有しているのは一般社団法人水産土木建設技術センター以外にないため、当該社団法人と随意契約を行うものである。 なお、平成30年度の繰越工事の変更業務を引き続き行う必要があることから、積算補助業務6ヵ月間（H31.3月契約、H31.4～H31.9）を発注するものである。	第167条の2第1項 第2号
8	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	2018年 10月31日	平戸・松浦地区水産基盤整備工事（積算業務委託その2）	6,426,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務を委託するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム（データ・プログラムなど）の情報管理（流出防止）が必要となる。また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に注意する必要があることから、十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするための施工方法の検討など豊富な水産知識・技術が必要である。よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、当該社団法人と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	県北振興局	建設部 港湾漁港第二課	2019年 3月26日	館浦地区水産生産基盤整備工事（積算業務委託 その1）	8,640,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人 水産土木建設 技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、予定価格の算出基礎となる設計の積算業務を委託するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止とともに、県の積算システム（データ・プログラムなど）の情報管理（流出防止）が必要となる。  また、今回の委託積算工事は、漁港工事であり、施工箇所が漁協の荷捌所や海水を取水し、あわび・さざえの蓄養販売する施設に隣接し、工事による水産業への影響に特に注意する必要があることから、十分配慮して実施しなければならない。このため、工事積算においては、周辺の水域環境や水生生物の生態状況を十分に把握し、工事の影響を極力小さくするための施工方法の検討など豊富な水産知識・技術が必要である。よって、これらの水産知識を十分に保有し、また守秘義務を遵守し、建設業者より資金面や人事面などで直接的な影響を受けない公正な立場から支援できる唯一の法人であるのは、一般社団法人水産建設技術センター以外にないため、当該社団法人と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
10	県北振興局	建設部 砂防防災課	2018年 4月2日	石宗地区地すべり対策工事（監督補助業務委託 ）	20,520,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
11	県北振興局	建設部 砂防防災課	2018年 4月20日	平成30年度県北振興局土砂災害警戒区域等設定確認業務委託	7,258,680	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術 研究センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、土砂災害警戒区域等を設定するため、請負者(民間コンサルタント)が設定した図面を照査し、確認する作業の一部をナークに委託するものである。本来は県職員が行わなければならない業務であるが、照査箇所数が膨大（今後4年間で約1万箇所）であるため、職員の業務負担軽減を図りたい。 また、本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相手を選定する必要があるとともに、私権の制限等行使する基礎となるため、統一性、信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があるため、請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが、求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	県北振興局	建設部 砂防防災課	2018年 11月27日	椎木地区急傾斜地調査委託(分筆登記業務委託)	3,738,960	長崎市万才町6-34 公益社団法人 長崎県公共囀 託登記土地家屋調査士協会 理事長 宮脇 成芳	本業務は、平成28年度までに一般競争入札(単価契約)により委託した調査・測量業務の成果をもとに登記に必要な地籍測量図及び調査報告書等を作成し、登記囀託を行うものである。 不動産登記法によると、実際に調査・測量を行った者が、地積測量図の作成者として署名又は記名押印しなければならない、とされており、当該調査・測量業務は、公囀協会の社員としての立場で当該土地家屋調査士が行ったもので、その責任等は公囀協会に帰属するものであり、地積測量図の作成等についても、同様に公囀協会の社員の立場で当該土地家屋調査士に行わせる必要がある。 よって、長崎県公共囀託登記土地家屋調査士協会を契約の相手として特定する。	第167条の2第1項 第2号
13	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	2018年 9月4日	平成30年度 国県道道路緑地(大瀬戸地区)維持管理委託	2,317,525	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷9 20-12 公益社団法人 西海市シルバ ー人材センター 理事長 橋口 壽美夫	当業務は、常に良好な道路景観を維持することが目的のため地域に密着し、地域に精通した者に依頼する必要がある。 県では、高齢者の雇用の安定を図るため、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」及び同法律第41第2項に規定するシルバー人材センターの積極的な活用について、「シルバー人材センターの活用について(お願い)」(H28年9月9日28雇労第270号)通知により推進しており、この方針に則ったもの。  シルバー人材センターは、管内に一者しか存在しないため、(公社)西海市シルバー人材センターと随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
14	県北振興局	建設部 大瀬戸土木維持管理事務所	2019年 2月4日	主要地方道大島太田和線大島大橋工レベーター 保守点検業務委託	1,262,520	東京都港区赤坂7-1-1 ガデリウス・インダストリー 株式会社 代表取締役 ヨスタ・ティレ フォーシュ	本装置は、アリマック・ヘック社製(旧アリマック社、スウェーデン)の産業用エレベーターで、一般的なワイヤー方式ではなく、斜めに建つ主塔内でラックアンドピニオン式で昇降する特殊な構造であり、他業者での保守点検が困難であることから、国内唯一のメーカー代理店であるガデリウス・インダストリー(株)と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
15	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	2018年 5月1日	一般県道田ノ浦平戸港線道路災害防除工事(監督補助業務委託)	11,556,000	大村市池田2丁目1311番 3 公益財団法人 長崎県建設技 術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤説があった場合は、監督職員による判断や工事成績に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)もひとつようである。 このため、建設業者より資金面や人事免等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研修センターを契約の相手方として特定するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県北振興局

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	2018年 6月28日	西九州線御厨・西木場4.2K300m付近歩道 新設工事	6,159,283	佐世保市白南風町1番10号 松浦鉄道株式会社 代表取締役 今里 晴樹	一般国道204号(大崎工区)は、松浦鉄道に隣接する歩道整備工事である。 工事については、建設工事公衆災害防止対策要綱において、『鉄道敷に近接した場所で工事を施工する場合は、鉄道経営者と委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を協議しなければいけない。』とある。これに基づき松浦鉄道と協議した結果、鉄道の運転、保安の確実な実行のため、鉄道事業者が受託工事として実施することとなったことから、昨年度に引き続き歩道部の工事を委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
17	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	2019年 3月29日	松浦港、調川港及び福島港緑地管理業務委託	4,225,680	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友田 吉泰	港湾緑地等については、その監理を市町が行う事を前提として整備しており、基本ときには、市町の責任において管理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付け9港第81号)通知により、県が松浦市の管理経費と同等額を監理委託費として負担するものである。	第167条の2第1項 第2号
18	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	2019年 3月29日	館浦漁港、生月漁港、大根坂漁港緑地等管理業務委託	1,876,320	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	海岸環境整備施設及び行幸環境整備施設については、その監理を市町が行うことを前提として整備しており、基本的には市町の責任において監理されるべきものであるが、各施設のより適正な管理を推進するため「海岸環境整備施設及び漁港環境整備施設の地元市町への管理業務委託について」(平成18年2月6日付け17水計号外)通知により、県が平戸市の管理経費と同等額を監理委託費として負担するものである。	第167条の2第1項 第2号
19	県北振興局	建設部 田平土木維持管理事務所	2019年 3月29日	川地港海岸休憩所等管理業務委託	1,656,000	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 黒田 成彦	港湾緑地等については、その管理を市町が行う事を前提として整備しており、基本ときには、市町の責任において監理されるべきものであるが、各港湾緑地のより適正な管理を推進するため、「港湾緑地の管理委託について」(平成9年7月10日付け9港第81号)通知により、県が平戸市の管理経費と同等額を監理委託費として負担するものである。	第167条の2第1項 第2号
20	県北振興局	建設部 道路維持第一課	2018年 4月13日	主要地方道大島太田和線外1線橋梁補修工事(監督補助業務委託)	19,548,000	大村市池田2丁目1311-3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書等と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。  また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。  このため、建設業者より資金面や人事面で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当財団法人を、契約の相手方として特定するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県北振興局

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県北振興局	建設部 道路維持第一課	2018年 5月31日	一般県道俵ヶ浦日野線道路除草委託	1,669,248	佐世保市下船越町536-1 俵ヶ浦半島開発協議会 会長 尾崎 嘉弘	除草業務については、平成21年度第3回県議会において、コストを抑えた委託方法として地元自治会等の活用が要望され、「県管理国道道路敷における除草業務の地元自治会委託について（試行）」（平成22年6月22日付22道維第95号）通知により実施している。 一般県道俵ヶ浦日野線の下船越町から庵浦間についてはその間の自治会で構成される俵ヶ浦半島開発協議会があり、県が提示する委託条件を受入れる団体であることから、俵ヶ浦半島開発協議会と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
22	県北振興局	建設部 道路維持第一課	2019年 3月29日	一般国道202号道路維持補修委託	6,816,960	長崎市元船町17-1 長崎県道路公社 理事長 岩崎 直紀	指方バイパス及び小迎バイパスは接続する西海パールラインと一体的監視を行うことが効果的・効率的なため、県は西海パールラインを管理する長崎県道路公社と下記協定を締結しており、この協定に基づき随意契約を行うものである。・「一般国道202号（指方バイパス）の交通管理に係る管理協定書（平成23年5月16日）・「一般国道206号（小迎バイパス）」の交通管理に係る管理協定書（平成25年3月18日）」	第167条の2第1項 第2号
23	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2018年 5月2日	一般国道383号交通安全施設等整備工事（積算技術業務委託）	2,376,000	大村市池田2丁目1311-3 （公財）長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、新たに発注業務が整った現場の予定価格算出に基礎となる設計書を作成するのでもあり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
24	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2018年 5月7日	主要地方道平戸生月線橋梁補修工事（監督補助業務委託）	15,876,000	大村市池田2丁目1311-3 （公財）長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するのでもあり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理（他の建設業者への情報漏えい防止）も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2018年 7月9日	主要地方道佐世保日野松浦線道路維持工事(調査委託)	2,894,400	佐世保市平松町643 (株)カミナガ 佐世保営業 所 所長 平田 政義	平成30年7月5日から6日にかけての梅雨前線豪雨(連続雨量380.0mm〔7/5午前8:30~7/6午後20:40〕)により、主要地方道佐世保日野松浦線の世知原町木浦原地区において道路外(上方)の市道、茶畑を含む法面が崩壊し、土石流により道路が全面埋塞したことにより、当現場が全面通行止めとなった。 当現場は1日当たり交通量は1,094台/日となっており、バス路線及び二次緊急輸送道路となっているため、早期の復旧が必要であったことから、大規模災害支援協定を結ぶ社団法人長崎県地質業協会が指定した業者から現場調査、観測の緊急支援を受けた。 よって、協会から指定され、緊急に対応ができた株式会社カミナガを相手として選定する。	第167条の2第1項 第5号
26	県北振興局	建設部 道路維持第二課	2018年 7月13日	一般国道383号橋梁補修工事(平戸大橋・監督補助業務委託)	11,556,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田村 孝義	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
27	県北振興局	建設部 道路建設第一課	2018年 6月7日	県北振興局道路建設第一課積算技術業務委託	4,914,000	大村市池田1-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎東一	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な当公益財団法人長崎県建設技術研究センターを契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号
28	県北振興局	建設部 道路建設第一課	2018年 12月28日	県北振興局道路建設第一課積算技術業務委託	1,782,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加資格者への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。



## 2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：県北振興局

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
29	県北振興局	建設部 道路建設第二課	2018年 5月7日	一般県道鷹島線外8線道路改良工事(監督補助業務委託)	15,984,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤説があった場合は、監督職員による判断や工事成績に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事免等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研修センターを契約の相手方として特定するものである。	第167条の2第1項 第2号
30	県北振興局	建設部 道路建設第二課	2018年 5月7日	主要地方道平戸平線道路改良工事(監督補助業務委託)	11,664,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承認願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤説があった場合は、監督職員による判断や工事成績に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事免等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研修センターを契約の相手方として特定するものである。	第167条の2第1項 第2号
31	県北振興局	建設部 道路建設第二課	2018年 10月30日	主要地方道佐世保日野松浦線道路改良工事 西九州線調川・松浦間34k574m大浜踏切新設工事外	107,364,000	佐世保市白南風町1-10 松浦鉄道株式会社 代表取締役 今里 晴樹	主要地方道佐世保日野松浦線(松浦インター工区)は、松浦鉄道の踏切と平面交差する計画である。交差部の構造、施工方法、費用負担については、道路法31条において、『鉄道事業者と協議し、これを成立させなければならない。』とある。これに基づく松浦鉄道と協議の結果、鉄道の運転、保安の確実な実行のため、鉄道事業者が工事することになったことから、今回、交差部の踏切施設の工事を委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
32	県北振興局	大瀬戸土木維持管理事務所	2018年 12月21日	肥前大島港工業団地整備工事(積算技術業務委託)	5,562,000	大村市池田2-1311-3 (公財)長崎県建設技術研究センター 理事長 田村 孝義	当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏洩防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な公益財団法人が、契約の相手方として特定されるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
33	県北振興局	道路維持第二課	2018年 4月2日	一般県道小値賀循環線外2線道路維持管理委託	3,978,720	北松浦郡小値賀町笛吹郷23 76-1 小値賀町 小値賀町長 西 浩三	<p>(昨年度までの1者随意契約の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当委託は北松浦郡小値賀町(離島)にある県道の3路線の道路維持管理委託をするものであり、道路の重要性及び安全性から、常時管理する必要がある。</li> <li>・加えて、この業務には現場では道路管理者としての行政的判断を即時に行う必要があり、状況によっては人的被害など重大な影響を及ぼす事が懸念される。</li> <li>・以上を踏まえた結果、小値賀町に常在島しており、島で唯一の道路管理の経験を持つ行政機関である小値賀町役場が契約相手として特定されるため。</li> </ul> <p>(今回の検討事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場条件が去年と変わらない離島であるため、条件に当てはまる業者及び機関の新規参加が見当たらない。</li> </ul>	第167条の2第1項 第2号
34	県北振興局	農林部 土地改良課	2018年 7月2日	向月地区換地計画等事務委託	6,469,200	平戸市野子町2734番地8 向月土地改良区 理事長 藤澤 清	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に最も詳しく、また、換地事務を受託しうが一番信頼できる法人であるため、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。</li> </ul>	第167条の2第1項 第2号
35	県北振興局	農林部 土地改良課	2018年 7月3日	宮長地区区画整理基本設計業務委託	1,566,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び95土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。</li> <li>・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の支援を得ている。</li> <li>・本業務は、本年度から予定している換地計画作成の元となる農地や道排水路の配置計画を行うもので、換地に精通している必要がある。</li> <li>・換地と本業務(面工事業の調査、測量、設計)とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業であることから、県内で他に実施できるものがないため、土改連を契約の相手方として特定する。</li> </ul>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	県北振興局	農林部 土地改良課	2018年 7月3日	向月地区区画整理実施設計業務委託	13,500,000	長崎市大黒町9番17号 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県土地改良事業団体連合会(以下、「土改連」という。)は21市町及び97土地改良区等を会員とする公益法人で、土地改良換地土を保有し換地業務に精通した団体である。</li> <li>・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の協力を得ている。</li> <li>・農家の休作を最小限とするため、限られた工期で手戻りなく工事を完成させる必要があるが、傾斜地で複雑な地形を有する本県においては、精度の高い土量計算システムを保有し、土量バランスの良い設計を行うことが不可欠となる。県内では土改連を除いて精度の高い土量計算システムを保有しているものはいない。</li> <li>・本業務(面工事業の調査、測量、設計)は、換地計画と表裏一体の関係にあり切り離せない作業であること。加えて、精度の高い(土量バランスのよい)設計が必要であることから、土改連を除いて実施できるものがないため土改連を契約の相手方として特定する。</li> </ul>	第167条の2第1項 第2号
37	県北振興局	農林部 土地改良課	2018年 8月1日	宮長地区換地計画等事務委託	2,754,000	佐世保市長畑町851番地1 宮長土地改良区 理事長 朝長 保光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区は工事をする区域の地元農業者が土地改良法に基づき設立した法人で、地元の状況に最も詳しく、また、換地事務を受託できうる一番信頼できる法人であるため、「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の事務の委託に関する要綱(平成15年8月8日)」に基づき委託する。</li> </ul>	第167条の2第1項 第2号
38	県北振興局	農林部 土地改良課	2018年 8月2日	県北地区ため池事業積算参考資料作成業務委託	3,294,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。</li> <li>・このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。</li> <li>・なお、長崎県土地改良事業団体連合会は、「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」で本県で唯一認定された団体である。</li> </ul>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
39	県北振興局	農林部 土地改良課	2018年 8月28日	針陽地区積算参考資料作成業務委託	1,965,600	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合 会 会長 宮本 正則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当業務は、予定価格算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する国が開発した積算システム（プログラム及びデータ）の流出防止も必要である。</li> <li>・このため、建設業者から資金面や人面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富で、積算システムを県と共同運用している長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。</li> </ul> <p>なお、長崎県土地改良事業団体連合会は、「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」で本県で唯一認定された団体である。</p>	第167条の2第1項 第2号
40	県北振興局	農林部 農業企画課	2019年 3月29日	吉井庁舎用建物賃貸借契約	816,670	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	平成15年3月より旧吉井町との間で吉井庁舎用建物の賃貸借契約を行ってきた。平成18年度以降は、合併に伴い、佐世保市長を相手方とした賃貸借契約を行っている。佐世保市の固定資産評価の見直しに併せて3年ごとの長期継続契約として賃貸借契約を行ってきた。平成30年度が評価見直しとなっていることから、平成31年度以降の長期継続契約について佐世保市長を相手とする随意契約を行う必要がある。	第167条の2第1項 第2号
41	県北振興局	農林部 農業企画課	2019年 3月29日	吉井庁舎用敷地賃貸借契約	1,638,980	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	平成15年3月より旧吉井町との間で吉井庁舎用敷地の賃貸借契約を行ってきた。平成18年度以降は、合併に伴い、佐世保市長を相手方とした賃貸借契約を行っている。その際、合併に伴う使用料の激減緩和措置について佐世保市と覚書を締結している。佐世保市の固定資産評価の見直しに併せて3年ごとの長期継続契約として賃貸借契約を行ってきた。平成30年度が評価見直しとなっていることから、平成31年度以降の長期継続契約について佐世保市長を相手とする随意契約を行う必要がある。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。